

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1000010
特例要望事項	農業生産法人の事業要件に係る農業の関連事業の範囲の拡大
意見提出者名	北海道農政部農政課
意見の要点	<p>自家農産物や農村景観・家畜などを活用したグリーン・ツーリズム関連事業は、農業経営と密接に関連しており、また、農業に対する理解を促進する効果も期待できることから、農業生産法人が行う農業関連事業に含めることを検討して頂きたいという趣旨である。また、13年3月の農地法改正以前に農業生産法人の附帯事業として認められていた事業（除雪等）についても、その経過などを考慮して、関連事業に含めて頂きたい。</p>
意見に対する回答	<p>農業生産法人が、農業と一次的な関連を持ち、農業生産の安定発展に役立つような事業が実施しやすくなるよう、農業関連事業の範囲の拡大（農業体験施設の設置運営や農業体験を行う都市住民等の滞在に必要な民宿業の追加）について特区として措置することとします。</p> <p>なお、平成12年改正前の農業生産法人制度で認められていた附帯事業は、法人の事業が農業に限定されていたことに対応して、本体の農業の規模に満たない範囲で行われる前提で認められていたものです。</p> <p>このため、農業以外の事業も行えることとなった現行制度の下で、除雪等農業との関連性を持たない事業を農業に関連する事業として位置づけることは、これと同様の事業を行っている農業と無関係な法人にも農地の権利取得を認めることとなり、農業を主たる事業とするという農業生産法人の性格を著しく変質させることとなると考えます。</p> <p>したがって、法人の所有する機械・施設等の余剰稼働力を利用して行う事業であっても農業との関連性を持たない事業を農業に関連する事業として位置づけることは困難であり、このような附帯事業については本体の農業の規模に満たない範囲内で実施されるべきであると考えます。</p>
担当省庁名	農林水産省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1000120
特例要望事項	農業生産法人以外の法人の農地取得の容認
意見提出者名	吉田興産株式会社
意見の要点	<p>1. 文中「個別に収集運搬の許可を取得することなく、廃用油を回収したい」ことについて</p> <p>「地産地消の理念により地域で完結するサイクル」をつくり、本事業を推進するためにはサイクルの一つである廃油の回収方法が最重要課題であると認識している。現在、一般的には廃油については各排出業者が個々に廃棄物処理業者と契約しマニフェスト制度にのっとり適正に処理しているところであるが、本事業の廃油は食用廃植物油に限定され、廃油そのものの品質（水分、油かす等が入っていない）がバイオディーゼル製品化の条件である。そのため廃棄物処理業者に回収を委託することとなると、他の油（鉱物油など）と混載されその品質は保証されないこととなる。</p> <p>よって本事業を理解し、知識を持った事業者の集まり、NPO、またはボランティア団体等地域愛に満ちた人々（高齢者も含む）が、廃油の会週運搬の一翼を担ってくれることを想定するものである。回収に関わる全ての人や団体が一々収集運搬の許可を得なければならないことになれば、広範囲の地域から廃食油を回収するというサイクルの一部が滞ることとなる。よって、バイオディーゼル燃料製造に関わる廃食油の週週運搬については適用緩和をお願いする次第である。</p> <p>2. 「広域的に収集する過程で悪臭による生活環境に懸念される」ことについて</p> <p>収集運搬の許可を得る得ないにかかわらず、収集運搬時において、植物性食用油本来の臭いについては、蓋つきの専用タンクにより収集運搬することにより対処できる。また植物油の揮発性は低く、夏期の高温時においても全く問題ない。現実にこの種の問題は弊社のバイオリファイナーリー周辺で起きていない。</p> <p>3. 「需給調整で一時的に廃棄物の保管が増大することで悪臭による生活環境に懸念される」ことについて</p> <p>需給調整機能は食用廃植物油を精製処理しバイオ燃料を製造する工場内に保管倉庫を持つことにより本来の植物油臭による生活環境に懸念されることはない。またバイオ精製処理能力と食用廃植物油回収についてのギャップは近年バイオディーゼル油の需要の旺盛なことと、生産設備の能力向上及び増強により十分に解決される。</p>
意見に対する回答	<p>本御意見に関する回答については、環境省の回答欄をご覧ください。</p> <p>なお、農業生産法人以外の法人の農地取得については、構造改革特別区域推進本部ホームページの再々検討に対する回答をご参照下さい（農林水産省）。</p>
担当省庁名	農林水産省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1000151
特例要望事項	農業生産法人の要件の緩和
意見提出者名	大郷町企画調整課
意見の要点	<p>地方公共団体や農協等が株主となっており、地方公共団体が主導的な地位にある第3セクターについては、一般の株式会社とは異なった位置付けとし、今回の特区で要件が緩和されたように、農業生産法人要件を緩和する方向でご検討頂きたい。</p>
意見に対する回答	<p>株式会社形態の第3セクターについて、現行の農業生産法人要件に関わらず農業生産法人として扱うことは、第3セクターといえども株式会社として企業的経営手法による利益追求が要求され、地域における土地・水利用の混乱、資本力に差があるなかでの認定農業者等の農業の担い手との調和が図り得るかといった懸念があり、対応することは困難です。まずは、特区法による農地法の特例に対する取組の状況等を見極めていく必要があると考えます。</p> <p>なお、現行農業生産法人制度上、町に対しては出資制限が課されていませんので、町が経営に関して主導的な地位を有する行政補完型の第3セクターである株式会社を農業生産法人として設立することは容易であると思われます。</p> <p>また、特区と同様の条件による要件緩和を要望されているのであれば、同制度を活用することをご検討願います。</p>
担当省庁名	農林水産省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1000160
Z特例要望事項	地方公共団体(市町村)の農地取得の要件緩和
意見提出者名	北海道農政部農政課
意見の要点	<p>農地保有合理化法人の機能(中間保有機能)は、売渡しを前提に買入れた農地を、売渡しまでの間貸し付けることに限定され、本提案のように売渡しを前提としない長期的な貸借は認められないと解釈している。</p> <p>今後、農地保有合理化法人の機能として、売渡しを前提としない農地の取得・貸付を認められるのであれば、その旨、通達等で明確にされたい。</p>
意見に対する回答	<p>市町村が農地保有合理化事業により取得した農地の売り渡すべき時期については、農地保有の合理化が図られているかどうかの観点から随時判断されるものであり、市町村の保有する農地を長期にわたって新規就農者等に貸し付けることも現行制度で可能です。</p> <p>このように現行制度により全国的に実現できる提案内容については、当該制度に取り組むことができない合理的な理由等が認められない限り、特区として措置する意義は認められないと考えます。</p>
担当省庁名	農林水産省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1000210
特例要望事項	地方公共団体(市町村)の農地取得の許可不要化
意見提出者名	静岡県葦山町産業振興課
意見の要点	<p>市町村は、生活者である国民のニーズや地域と農地の実情を十分把握し、かつ、認識していますので、国民のニーズに対応する適正な形での利用を担保することができることと確信します。</p> <p>したがって、農地法の許可対象ではなく、市町村農業委員会への届出で処理できるよう再度ご検討をお願いします。</p>
意見に対する回答	<p>市町村による公用・公共用の農地の権利取得は、すべての市町村に共通する取得事由であり、地域の特性に応じて特定の区域について特例措置を講じることとされている特区で対応することは適当ではないと考えます。</p> <p>また、取得目的が公用・公共用であることは、農地が適正に耕作の用に供されるかどうかとは別の観点であり、市町村が自らの判断で公用・公共用として取得したといっても、制度上においては必ずしも農地法の趣旨に沿った判断が行われるとは言い得ないため、許可手続を不要とすることは困難です。</p>
担当省庁名	農林水産省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1000220
特例要望事項	地方公共団体(市町村)の農地取得の要件緩和
意見提出者名	新潟県総合政策部地域政策課
意見の要点	<p>市町村の農地取得において、「公用・公共用」としてこれまで認められなかった多面的機能維持の観点からの農地取得が認められたということで、農地法第3条第2項ただし書、施行令第1条の6の解釈の拡大と本県では捉えているがよろしいか。</p> <p>また、「適正に耕作の事業を行うのであれば」とあるのは、「市町村が多面的機能維持を目的とする管理形態であれば」と考えているが、如何か。</p> <p>なお、「公用・公共用」の解釈について、改めて何らかの方法で周知されるように配意願いたい。</p>
意見に対する回答	<p>多面的機能を維持するためには、農地が適正に耕作の事業に供されることが必要ですが、この「多面的機能の維持」という概念には、どのような用途に供するために農地を必要としているのかというその権利取得の適否を判断するために必要となる基本的な内容が含まれていません。</p> <p>すなわち、「多面的機能の維持のための農地取得」だけでは、「農地をどのように利用するかは必ずしも明らかではないが、何らかの形で適正に耕作の事業に供するので農地を取得する」という内容となるに過ぎず、農地の権利取得の目的として十分な内容となっていないと考えます。</p> <p>このような取得目的が曖昧なものについて農地の権利取得の事由とすることは、その権利を取得する者が市町村であったとしても、農地の適正な利用を確保する観点から認めがたいと考えます。</p> <p>したがって、多面的機能の維持を行うために市町村が農地等を取得する場合にあっては、その具体的な利用内容を明らかにし、その用途に応じて、試験田、展示圃、採取圃、市民農園、学童農園、農業公園等市町村が自ら利用する場合は公用・公共用として、担い手に売渡しや貸付けを行う場合は農地保有合理化事業として、都市住民等の農業者以外の者に貸し付ける場合には特定農地貸付対象農地として、それぞれ権利取得されるべきであり、これにより、多面的機能を維持することは可能であると考えます。</p> <p>なお、「公用・公共用」の解釈については、農地法施行令の規定に固有の定義というわけではなく、一般に地方公共団体が不動産その他の財産を取得する場合の判断と同様であるため、改めてその解釈について通知を発出する必要はないものと考えます。</p>
担当省庁名	農林水産省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1000230
特例要望事項	地方公共団体(市町村)の農地取得の要件緩和
意見提出者名	新潟県総合政策部地域政策課
意見の要点	<p>市町村の農地取得において、「公用・公共用」としてこれまで認められなかった多面的機能維持の観点からの農地取得が認められたということで、農地法第3条第2項ただし書、施行令第1条の6の解釈の拡大と本県では捉えているがよろしいか。</p> <p>また、農地法第7条第1項第2号における「公用・公共用」についても同様と考えているが、この理解でよろしいか。</p> <p>そうであれば、「公用・公共用」の解釈について、改めて何らかの方法で周知されるように配慮願いたい。</p>
意見に対する回答	<p>多面的機能を維持するためには、農地が適正に耕作の事業に供されることが必要ですが、この「多面的機能の維持」という概念には、どのような用途に供するために農地を必要としているのかというその権利取得の適否を判断するために必要となる基本的な内容が含まれていません。</p> <p>すなわち、「多面的機能の維持のための農地取得」だけでは、「農地をどのように利用するかは必ずしも明らかではないが、何らかの形で適正に耕作の事業に供するので農地を取得する」という内容となるに過ぎず、農地の権利取得の目的として十分な内容となっていないと考えます。</p> <p>このような取得目的が曖昧なものについて農地の権利取得と同様に小作地の所有制限の例外の事由とすることは、その権利を取得する者が市町村であったとしても、農地の適正な利用を確保する観点から認めがたいと考えます。</p> <p>したがって、多面的機能の維持を行うために市町村が農地等を取得する場合にあっては、その具体的な利用内容を明らかにし、その用途に応じて、試験田、展示圃、採取圃、市民農園、学童農園、農業公園等市町村が自ら利用する場合は公用・公共用として、担い手に売渡しや貸付けを行う場合は農地保有合理化事業として、都市住民等の農業者以外の者に貸し付ける場合には特定農地貸付対象農地として、それぞれ権利取得されるべきであり、これにより、多面的機能を維持することは可能であると考える。</p> <p>なお、「公用・公共用」の解釈については、農地法施行令の規定に固有の定義というわけではなく、一般に地方公共団体が不動産その他の財産を取得する場合の判断と同様であるため、改めてその解釈について通知を発出する必要はないものと考えます。</p>
担当省庁名	農林水産省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1000300
特例要望事項	農業者以外の農地取得要件の緩和(法人取得、下限面積以外に係るもの)
意見提出者名	石川県農林水産部農政課
意見の要点	<p>農地の粗放な利用や耕作放棄を招くと言うが、担い手の減少、高齢化の中で、趣味的な農地取得にも途を開いた方が、耕作放棄の解消に資するのではないか。</p> <p>特定農地貸付法を適用させる方法は手続が煩雑であり、趣味的な営農を行いたい者が、通常の手続により農地を取得できる方法としたいというものである。</p>
意見に対する回答	<p>趣味的に農業を行いたいという者に農地の権利取得の途を開くことが農地の有効利用に資する側面があることは否定するものではありませんが、一方で、農作業に常時従事できない者については、取得した農地が適正かつ効率的に利用されなくなる可能性が高いと考えられます。また、このような趣味としての農地の利用について、個々の農地の売買や貸し借りに委ねることとすれば、効率的かつ安定的な経営体に農地を集積していこうとする政策課題にも重大な支障を生じる可能性があります。</p> <p>このため、趣味的に農業を行いたいという者に農地の権利取得の途を開くことについては、これらの者のニーズや農地の有効利用に対応しつつ農地の適正かつ効率的な利用の確保にも支障が生じない仕組みとする必要があり、このような観点から仕組まれているものが、農地法第3条の許可を適用しないこと等を内容とした特定農地貸付け法となっています。</p> <p>したがって、同法を活用して行うことが適当であると考えます。</p> <p>特定農地貸付け法の手続が煩雑であるというご意見についてですが、特区で行う場合であっても、特区計画の認定に係る手続がある上に、農地の権利を取得する者が個々に農地法上の許可手続を行うこととなることを考えれば、特定農地貸付け法の手続が特に煩雑であるとは思われず、むしろ、個々の農地法の許可手続を必要としないため手続上の煩雑さは少ないと考えられます。</p>
担当省庁名	農林水産省



(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1000500
特例要望事項	農地転用に係る許可不要となる事由の範囲の拡大
意見提出者名	熊本県菊陽町企画財政課
意見の要点	<p>回答では、工業団地等の造成事業が、土地収用対象事業施設と同等の公共・公益性があるとは認められないとされているが、国・県（公団・公社を含む）が行う工業団地等の造成事業については、別の観点から農地転用の許可が不要とされている。</p> <p>市町村等が行う工業団地等の造成については、転用に伴う周辺農地の影響等は国・県と同様の審査・確認をおこなっている。国・県が行う転用については許可不要であり、市町村が行う場合は許可が必要という明確な根拠がない。</p>
意見に対する回答	<p>国・県が行う農地転用については、国・県は農地転用の許可権者であることから、農地転用許可制度の趣旨に即した適切な転用が行われるものとして許可不要となっている。</p> <p>また、市町村が土地収用対象施設の整備を行う場合には、当該施設の公共・公益性を考慮して許可不要としている。</p> <p>なお、工業団地等の造成事業については、土地収用対象施設と同等の公共・公益性があると認められず、また、転用に伴う周辺農地への影響等を確認する必要があることから、許可不要とすることは困難である。</p>
担当省庁名	農林水産省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1000520
特例要望事項	農地転用に係る届出制となる事由の範囲の拡大
意見提出者名	岡山県生活環境部交通対策課
意見の要点	<p>鉄道駅の周辺の農地が、農用地区域内農地又は甲種農地に位置づけられており、農地転用等が可能な第2種・第3種農地とすることができない状況にあり、農地転用等が事実上困難であると考えられる。</p> <p>本件提案は、特区区域内の農地について、市街化区域内の農地と同じ扱いにしていきたいというものである。</p>
意見に対する回答	<p>第2種・第3種農地以外の農地であっても、鉄道駅の周辺に整備しようとする施設を農業の振興に資するものとして市町村が判断し地域の農業の振興に関する計画に位置付けた場合には、他法令の許認可が得られる等事業実施の確実性及び被害防除措置の妥当性を確認した上で、転用を許可できることとしている。</p> <p>都市的土地需要を踏まえて、鉄道駅の周辺に住宅・商業施設等を整備する計画がある場合には、市街化区域に位置付けることによって、農業委員会への届出により転用が可能である。</p> <p>なお、市街化区域内の農地転用を届出制としているのは、同区域は都市計画法上すでに市街化を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とされており、また区域設定に際しては、農林水産大臣への協議により農林漁業との調整が図られることとなっていることから、このような市街化区域の性格等を踏まえて措置しているものである。</p> <p>一方、農用地区域内農地や甲種農地は、良好な営農条件を備えている農地としての位置付けがなされている土地であり、用地選定の妥当性や転用による周辺農地に与える影響等を確認する必要があることから許可制としているところである。このため、市街化区域内農地と同様の取り扱いとすることは困難である。</p>
担当省庁名	農林水産省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1000540
特例要望事項	農地転用許可要件の緩和(優良農地等)
意見提出者名	帯広市緑化環境部清掃事業課
意見の要点	<p>農業振興地域の整備に関する法律第10条4項、施行令第7条第4号、施行規則第4条の4の27号によると、市が地域の農業の振興を図る観点から定めるものとされ、該当する施設としては農業関連にほぼ限定されており、当市が検討している産業廃棄物処理施設やリサイクル施設は該当できないのではないかと解すが、本当に甲種農地の転用が可能なのか。</p> <p>農地転用許可基準では、確実に転用が行われるものであっても法令に定めのない施設は建設できないと解すがどうか。</p>
意見に対する回答	<p>地域の農業の振興に資する施設は、農業関連施設に限定しているものではない。農業関連施設以外の施設であっても、その施設の及ぼす効果が農業の振興に資するものとして市が判断し地域の農業の振興に関する計画に位置づけた場合には、他法令の許認可が得られる等事業実施の確実性及び被害防除措置の妥当性を確認した上で、甲種農地の転用を許可できることとしている。</p> <p>(農地法施行令第1条の10第1項第2号へ)</p>
担当省庁名	農林水産省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1000580
特例要望事項	農地転用許可要件の緩和(優良農地等)
意見提出者名	小田原市広報広聴室
意見の要点	<p>措置の概要は、都市と農村の交流に資する施設となっているが、ロケ用建築物は必ずしもそれに限定できるものではないため、許可が可能か伺いたい。</p> <p>また、大規模なものや長期間設置も状況により考えられるが、その場合に許可可能か伺いたい。</p> <p>また、ロケの場合には、計画から実施までの期間が非常に短い事が多いため、許可についての手続きの簡素化、手続き期間の短縮が可能か伺いたい。</p>
意見に対する回答	<p>集团的農地や土地改良事業実施農地等の優良農地以外の農地については、原則として転用の許可は可能である。</p> <p>また、優良農地であっても、観光客の誘致が期待できることから都市と農村の交流に資すると判断される撮影用建築物については、他法令の許認可が得られる等事業実施の確実性及び被害防除措置の妥当性を確認した上で、撮影用建築物の大規模、小規模にかかわらず転用を許可することとしている。この場合、転用しようとする農地が農用区域内にあるときには、市が定める農振整備計画を変更(農用地区域からの除外)する必要があるが、3年以内の設置については変更しなくても許可できる。</p> <p>なお、農地転用許可に当たっては、申請書を農業委員会を經由して都道府県知事(4haを越える農地転用の場合は、都道府県知事を經由して農林水産大臣)に提出しなければならないが、このために必要な事務処理期間については、事務処理の適正化を図る観点から標準的期間を設定(都道府県知事許可の場合は農業委員会での申請書の受理から都道府県知事の許可まで6週間、農林水産大臣許可の場合は都道府県知事の申請書の受理から農林水産大臣の許可まで6週間)している。</p>
担当省庁名	農林水産省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1000630
特例要望事項	農地転用許可要件の緩和(優良農地等)
意見提出者名	株式会社イディア・イメージ研究所シニア支援部
意見の要点	<p>本回答の対応策は、過去の経験や事例からまた法の運用において用を得た回答であると思います。私どもの期待と要望は、農振解除、農用地自己転用に要する許認可の日時の短縮するに對しての措置について、法の解釈以外に踏み込んだ対応策を求めているものです。本提案構想に對する具体的対応を提出諸資料や面談対応によって、何らかの行政指導を具体的に希望すると共に、今後類似案件の整備の緊急性に鑑み何らかの対応策の有無についてご回答を希望致します。</p>
意見に對する回答	<p>農地転用許可に当たっては、申請書を農業委員会を經由して都道府県知事(4haを越える農地転用の場合は、都道府県知事を經由して農林水産大臣)に提出しなければならないが、このために必要な事務処理期間については、事務処理の適正化を図る観点から標準的期間を設定(都道府県知事許可の場合は農業委員会での申請書の受理から都道府県知事の許可まで6週間、農林水産大臣の許可の場合は都道府県知事の申請書の受理から農林水産大臣の許可まで6週間)している。</p> <p>また、農地転用の円滑化を図るため、農地転用等に関する相談窓口を農林水産本省、地方農政局、都道府県等に設置しているところであり、具体的な農地転用事案等についての相談を希望される場合には、相談窓口での対応が可能となっている。</p>
担当省庁名	農林水産省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1000640
特例要望事項	農地転用に係る許可不要となる事由の範囲の拡大
意見提出者名	北海道農政部農政課
意見の要点	<p>現行法においても農地転用の許可可能なことは承知しているが、許可を得るに当たっての手続きの複雑さによる時間と労力から取り組み意欲が阻害されるものとなっており、特区において農地転用の許可を受けずに迅速に取り組めるよう、農業用施設の範囲を拡大しファームイン、ファームレストラン、加工施設等を追加できないか、再度検討願いたい。</p>
意見に対する回答	<p>ファームイン、ファームレストラン、加工施設等地域の農業の振興に資する施設については、他法令の許認可が得られる等事業実施の確実性及び被害防除措置の妥当性が認められる場合には、優良農地であっても許可できることとしている。</p> <p>農地転用許可に当たっては、申請書を農業委員会を經由して都道府県知事(4haを越える農地転用の場合は、都道府県知事を經由して農林水産大臣)に提出しなければならないが、このために必要な事務処理期間については、事務処理の適正化を図る観点から標準的期間を設定(都道府県知事許可の場合は農業委員会での申請書の受理から都道府県知事の許可まで6週間、農林水産大臣許可の場合は都道府県知事の申請書の受理から農林水産大臣の許可まで6週間)している。</p> <p>なお、これらの施設を農業用施設として許可不要施設に追加することは、これらの施設が立地上の制約(農業生産との関連性)の点で農業用施設と異なり、また、周辺農地への影響を確認する必要があることから、困難である。</p>
担当省庁名	農林水産省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1000650
特例要望事項	農用地域内に設置できる農業用施設の範囲拡大
意見提出者名	北海道農政部農政課
意見の要点	<p>現行法においても農業振興地域整備計画を変更して農用地域から除外することによりファームイン、農家レストラン等の建築が可能なことは承知しているが、除外するための要件全てを満たすには手続きの煩雑さなどから時間と労力がかかり、取り組み意欲を阻害するものとなっており、特区において農用地域からの除外を行わず迅速に設置できるよう農振法における農業用施設の範囲を拡大し、ファームイン、農家レストラン等のアグリビジネス関連施設を追加できないか、再度検討願いたい。</p>
意見に対する回答	<p>農用地域に設置可能な農業用施設は、立地上の制約（農業生産との関連性）の点で優良農地と一体的に確保することが適当な施設であり、当該施設が農用地域内の優良農地において行われる地域の農業生産者の農業生産活動に不可欠な施設であることから、農用地域内の土地の権利者の意見を求める等の慎重な手続きを経る市町村の農用地利用計画において、優良農地の農業上の利用に支障を及ぼすことがないように用地を確保（農業用施設用地として指定）し設置するものである。</p> <p>これに対し、ファームイン、農家レストラン等のアグリビジネス関連施設については、農用地域において行われる地域の農業生産活動との機能的関連度がより希薄であり、かつ、農業以外の部門において利用される施設との質的差異はみられないことから農業用施設とすることは困難であるが、農業生産者が設置・管理し、自ら生産した農産物を加工・販売する施設については、農業生産活動と密接に関連するものに限定され、農業以外の部門における施設との区別が明確であることから、設置可能である。</p> <p>なお、農用地域からの除外の要件は、優良農地の確保と除外後の周辺農地の生産活動に支障がないよう定めているものであり、また、公告縦覧等の手続きは、農用地域内の土地は、上記のような措置が講じられることから、農用地域内の土地において権利を有する者に対し、計画の案を示し意見の提出の機会を設けているものであり、都道府県知事との協議は、市町村の農振整備計画と都道府県の優良農地の確保や農業振興の方針との整合を図るために必要最小限の手続きであることから、策定主体である市町村や道の農振担当との調整を図りつつ進めることにより、円滑な対応が可能となり意見の趣旨は実現できるものと考えられる。</p>
担当省庁名	農林水産省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1000660
特例要望事項	農用区域内に設置できる農業用施設の範囲拡大
意見提出者名	石川県農林水産部農政課
意見の要点	<p>農産加工場やレストラン等の建築については、地域の農産物がある程度使用されていれば、その施設は地域の農業の振興に資するものと考えられる。よって、市町村の判断により農振除外の要件を満たさなくとも農業用施設としての位置づけにより農用地区域に設置しやすくなる。</p> <p>農用地区域に設置できる農業用施設に追加し農用地区域に留めることにより、当該施設が撤退し、他の用途の施設に転用される場合、農振法上の規制がかかり、土地利用上の混乱がかえって生じない。農用地区域の設定はゾーニングであり、点々としたスポット的除外は望ましくない。</p> <p>また、地域の農業の振興に資するものと考える以上、転用時の補助金返還不要措置や税制上の措置があっても然るべきではないか。</p> <p>特区としての試行的措置であり、地域、期間を限定し、地域の農業の振興に資するものではないと判断された時点で見直しても良いのではないか。</p>
意見に対する回答	<p>農用地区域に設置可能な農業用施設は、立地上の制約（農業生産との関連性）の点で優良農地と一体的に確保することが適当な施設であり、当該施設が農用区域内の優良農地において行われる地域の農業生産者の農業生産活動に不可欠な施設であることから、農用区域内の土地の権利者の意見を求める等の慎重な手続きを経る市町村の農用地利用計画において、優良農地の農業上の利用に支障を及ぼすことがないように用地を確保（農業用施設用地として指定）し設置するものである。</p> <p>これに対し、農産加工場やレストラン等については、当該施設そのものは農用地区域において行われる地域の農業生産活動との機能的関連度がより希薄であり、かつ、農業以外の部門において利用される施設との質的差異はほとんどみられないことから、農用地区域において設置することは困難であるが、農業生産者が設置・管理し、自ら生産した農産物を加工・販売する施設については、農業生産活動と密接に関連するものに限定され、農業以外の部門における施設との区別が明確であることから、設置可能である。</p> <p>なお、意見にある地域独自の農業振興のための施設が必要な場合に対応できるよう、市町村が定める地域の農業の振興に関する計画に定められた施設で、優良農地以外に代替する土地がないこと、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障がないこと等の要件を満たしたものについては、「農用地区域に含まれない土地」として取り扱うことができる仕組みを設けているものであり、意見の趣旨は実現できる。</p>
担当省庁名	農林水産省



(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1000800
特例要望事項	農用地区域に含まれない土地の範囲の拡大
意見提出者名	岡山県生活環境部交通対策課
意見の要点	<p>・本件特区で想定している地域(例えば真備町)は、都市計画区域の設定後に、市街化調整区域である農用地区域内に鉄道駅が設置されたことから、その駅を核として開発を促進し、地域活性化を図ろうとしているものであるが、本地域においては、以下の理由により、鉄道駅周辺を市街化区域として位置づけることが事実上困難な実態にある。</p> <p>(鉄道駅周辺を市街化区域として位置づけることができない理由：真備町の場合)</p> <p>平成7年以降、人口が横ばいないし微減状態である。</p> <p>今日の景気の低迷により、商業、工業等の産業活動が活発でなく、同町内の既存の市街化区域内において十分な都市的な利用がなされていない土地が残っている。</p> <p>・本件で想定している民間事業者による開発も含めた住宅・商業施設等については、地域の農業振興の観点から定めた計画に含めることは、困難であると考えられる。</p> <p>・本件提案は、市街化区域として位置づけられないが開発に必要な土地を、農用地区域から除外することができる特区をお願いするものである。</p> <p>この特区内の規制緩和により、民間事業者による開発も含めた住宅・商業施設等の整備が促進されることにより、将来的に市街化区域への編入もはかれるものと考えている。</p>
意見に対する回答	<p>市町村が地域独自の農業振興を図るために作成する地域の農業の振興に関する計画において、鉄道駅の周辺に整備しようとする施設を市町村が地域の農業の振興に資すると判断して位置づけた場合であれば、具体の開発計画を踏まえ、周辺の土地の農業上の効率的な利用や用排水路等の施設に支障がない等の要件を判断し、その要件を満たした場合に、農用地区域に含まれない土地として取り扱うことが可能である。</p> <p>この場合、具体の計画がないままに一定の区域を農用地区域から除外することは、優良農地の確保への支障のみでなく、同町の市街化区域内が「商業、工業等の産業活動が活発でなく、同町内の既存の市街化区域内において十分な都市的な利用がなされていない土地が残っている。」状況の下では、無秩序な開発等によって合理的な土地利用がなされないことになることから、具体的な開発計画を踏まえた上で上記の取り扱いが可能となるものである。</p> <p>なお、市街化区域への位置づけについては、岡山県南広域都市計画区域(真備町を含む4市8町2村)として、判断されるものと考えられる。</p>
担当省庁名	農林水産省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1000820
特例要望事項	農用区域内における開発行為の許可不要となる事由の拡大
意見提出者名	北海道農政部農政課
意見の要点	<p>現行法においても農業振興地域整備計画を変更して農用区域から除外することによりファームイン、農家レストラン等の建築が可能なことは承知しているが、除外するための要件全てを満たすには手続きの煩雑さなどから時間と労力がかかり、取り組み意欲を阻害するものとなっており、特区において農用区域からの除外を行わず迅速に設置できるよう農振法における農業用施設の範囲を拡大し、ファームイン、農家レストラン等のアグリビジネス関連施設を追加できないか、再度検討願いたい。</p>
意見に対する回答	<p>農用区域に設置可能な農業用施設（開発行為が可能な施設）は、立地上の制約（農業生産との関連性）の点で優良農地と一体的に確保することが適当な施設であり、当該施設が農用区域内の優良農地において行われる地域の農業生産者の農業生産活動に不可欠な施設であることから、農用区域内の土地の権利者の意見を求める等の慎重な手続きを経る市町村の農用地利用計画において、優良農地の農業上の利用に支障を及ぼすことがないように用地を確保（農業用施設用地として指定）し設置するものである。</p> <p>これに対し、ファームイン、農家レストラン等については、当該施設そのものは農用区域において行われる地域の農業生産活動との機能的関連度がより希薄であり、かつ、農業以外の部門において利用される施設との質的差異はほとんどみられないことから、農用区域にこれら施設を設置する場合、開発許可を不要とすることは困難であるが、農業生産者が設置・管理し、自ら生産した農産物を加工・販売する施設については、農業生産活動と密接に関連するものに限定され、農業以外の部門における施設との区別が明確であることから、設置可能である。</p> <p>なお、意見にある地域独自の農業振興のための施設が必要な場合に対応できるよう、市町村が定める地域の農業の振興に関する計画に定められた施設で、優良農地以外に代替する土地がないこと、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障がないこと等の要件を満たしたものについては、「農用区域に含まれない土地」として取り扱うことができる仕組みを設けているものであり、意見の趣旨は実現できる。</p>
担当省庁名	農林水産省

(様式)第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1000840
特例要望事項	特定農地貸付けの要件緩和
意見提出者名	埼玉県川口市
意見の要点	<p>農協は、組合員の協同組織として、組合員のための事業を行う組織ですが、当市のような都市部の農業地域では、相続に伴って取得した農地では、相続人が市外に居住し、非農業者も多くなっていることから、不耕作になってしまい、遊休農地化が進んでいる。</p> <p>今回、提案させていただいたものは、その解消策として、市民農園として利用する方法があり、現在、特定農地貸付法では、その開設主体が農協による場合は組合員の所有する農地でなければ利用できないこととなっておりますが、その枠を拡げて非組合員の所有する農地も利用できるようにすることによって、遊休農地の解消を図ると共に農業環境が良好になり、ひいては組合員の生産意欲等を高めるメリットがある。</p>
意見に対する回答	<p>農協は、組合員の協同組織として、組合員のための事業を行う組織であり、特定農地貸付けについて、非組合員が所有する農地を中心に事業を行うことを認めることは、農協の本来の趣旨に反するので認めることは困難である。</p> <p>しかし、遊休化した農地について、市民農園の開設により、その解消を図られると共に良好な農業環境が確保され、ひいては組合の生産意欲等が向上することは有意義なことであることから、現行の特定農地貸付法の適用を御検討願いたい。具体的には、</p> <p>市町村が当該遊休農地を所有者から借入等のうえ市民農園を開設する方法</p> <p>その際、農協が管理・運営について受託する方法</p> <p>等が考えられる。</p>
担当省庁名	農林水産省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1001100
特例要望事項	既存住宅の拡張を目的とした農地転用許可要件の緩和
意見提出者名	南幌町
意見の要点	<p>今回の農水省の回答では、「既存施設である住宅の拡張（拡張に係る部分が既存施設の面積を超えないもの。）を行う場合については、他法令の許認可が得られる等事業実施の確実性及び被害防除措置の妥当性が認められる場合には、優良農地であっても転用を許可できることとしており、提案の趣旨を実現できる。」とありますが、本町の考えとしては既存の住宅の拡張（増築）ではなく、離農者の家族が隣接地に別棟で建設する場合を想定しておりますので再度ご検討のほどよろしくお願いいたします。</p>
意見に対する回答	<p>集落に接続して建設する住宅、又は地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に位置づけられた住宅については、他法令の許認可が得られる等事業実施の確実性及び被害防除措置の妥当性が認められる場合には、優良農地であっても転用を許可できる。</p>
担当省庁名	農林水産省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1001110
特例要望事項	土地改良区の売電
意見提出者名	富山市
意見の要点	<p>措置の分類「D - 1」の解釈について</p> <p>措置の概要(対応策)において、「土地改良区は、付帯事業として維持管理費用の軽減のため、土地改良施設の操作に必要な電力を供給する目的などで…」との回答であります。電気を必要とする土地改良施設がない土地改良区にあっても、現行制度の付帯事業として実施可能であるということなのか、また、売電による収益全額を土地改良区の利益としてよいのか、お聞かせ下さい。</p>
意見に対する回答	<p>1 土地改良区が行う事業は、土地改良法に基づき、土地改良事業及びその附帯事業に限定されています。</p> <p>これは、土地改良区が、土地改良事業という公共の利益のための事業を行うことを目的とし、その事業の適正円滑な実施を図る観点から、組合員の強制加入及び賦課金の賦課処分という特別の権限を認められた公共団体であるためです。また、業務の拡大・多角化等により、こうした公の目的のために設立された土地改良区の健全かつ安定的な運営基盤をいたずらに損なうことのないようにする必要があります。</p> <p>2 こうしたことから、附帯事業の範囲についても、主たる事業である土地改良事業に必要又は有益な事業であって、かつ、これに従たる事業であることが必要です。</p> <p>3 したがって、土地改良区が行いうる発電事業の要件としては、 土地改良施設の維持管理に必要な電力を供給するためのものであること(そのために自家発電が不可欠又はコスト等において買電より有益であること) その目的に必要な範囲で発電施設を設置して行うものであること(必要能力を過度に超える施設でないこと) が必要と解されます。</p> <p>4 このような要件が満たされることを前提とすれば、閑暇期における余剰電力を他に有償譲渡することについては、それが主目的とならない限り、附帯事業の範囲内に含まれうるものと解されます。</p> <p>5 一方、土地改良区が、土地改良事業及びその附帯事業に該当しない発電事業を自ら金銭的利益を得ることを目的として営むことについては、これが仮に賦課金の軽減という形で組合員たる農家に分配・還元され、結果としてその利益につながるとしても、その事業の性格は土地改良区が本来目的とする公益事業には該当せず、いわゆる営利事業に他なりません。このため、このような営利事業の実施をたとえ特例</p>

	<p>であっても土地改良区に認めることは、公共法人たる土地改良区の設立趣旨・性格そのものに抵触することとなることから、これを措置することはできないこととなっております。</p> <p>6 以上のことから、電気を必要とする土地改良施設がない土地改良区においては、土地改良区自らが発電を行うことはできないこととなっております。また、売電による事業収益を土地改良区の利益としてよいのかどうかについては、4で述べたとおりです。</p> <p>7 なお、土地改良事業に支障のない範囲内であれば、土地改良区が他の事業主体に土地改良施設を使用させること（他目的使用）は認められており、この場合であれば、当該事業主体は当該土地改良施設（水路、堰等）に発電施設を付設し、発電事業を営むことは可能です（その際、土地改良区は適正な使用対価を収受できます）。</p>
担当省庁名	農林水産省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1001150
特例要望事項	農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業の利用権設定等を受ける者の緩和
意見提出者名	神戸市
意見の要点	<p>新規参入者が農業を始めるにあたって農業経営基盤強化促進法第18条の3要件をはじめから満たすということは非常に困難であり危険性も高いため、それぞれの目標にあった農業経営を小規模からの実践の中で段階的に充実させていくことが必要となる。</p> <p>特に、常時従事の要件については、新規参入者の実情に応じた緩和的な措置が必要と考えられる。</p> <p>一方、農業経営基盤強化促進法第18条の利用権設定が農地法第3条の緩和的手法として3要件さえ満たせば面積要件など全てを市町村の裁量に任せるとするならば、新規参入者の農地取得について農地法の基準に基づいて審査を行う農業委員会にとっては非常に審査しにくい(整合性をとりにくい)結果となる。したがって、その適用については例外規定を明確にするなど一定の措置を講じるか、または、新規参入者の農用地利用集積計画の策定に際する農業委員会の決定を必要としないものとするべきであると思われる。この点についても再検討をお願いしたい。</p>
意見に対する回答	<p>新規参入者であっても、利用権設定等促進事業により利用権の設定等を受けることのできる者は基盤法の3つの要件を満たすとともに、市町村が地域の実情を踏まえながらその特性に即して市町村基本構想で定めることとなっています。</p> <p>よって、新規参入者については、市町村が独自にこれを阻害する要件を設定していなければ、現行制度により対応可能です。</p> <p>また、市町村が基盤法に基づき基本構想を作成する場合には、農業委員会の意見を聴くこととされており、ご意見のような「新規参入者の農地取得について農地法の基準に基づいて審査を行う農業委員会にとっては非常に審査しにくい」ような事態はないと思料されるので、例外規定を明確にするなどの一定の措置を講ずる必要はないと考えています。</p>
担当省庁名	農林水産省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1001210
特例要望事項	農業団体の経営陣を従業員の中から選出(株式会社化)
意見提出者名	伊藤清勝
意見の要点	<p>提案趣旨が充分伝わっていないと反省しております。協同組合というシステムが良くないのです。例え役員が全員一般からの経験者だとしても先進的農業に取組むことは難しい。組合は組合員の意向に沿って組合員が運営するものなのです。したがって、リスクを伴う革新的な事業には取り組めないのです。役員の人事権・事業企画の議決権は組合員にあるのです。どこの農協も優秀な学識経験者の役員がおりますが、どうしても組合員の意見を尊重せざるをえないのです。優秀な企業とは「先を読み現状を正確に把握し戦略・戦術をたて従業員のやる気喚起システムを構築しリスクを恐れず果敢に挑戦していく」と定義できます。私が14年間農協を指導してきましたが、そのような農協は皆無です。これからも無理でしょう。終戦後必要であった組織ではありますが、現在は必要ありません。資材は事由に購入できます。販路も自由に選択できます。組織のパワーは競争原理が働かないところでは無理です。</p> <p>株式会社にした場合、その企業を選ぶかどうかは、農家の自由裁量です。企業は生き残る為に、農家に利益を与え、マーケットからは大きな利益を得ようと努力します。農家に新商品の提案・新農法の提案・コスト削減方法を提案しなければなりません。</p> <p>一部の優秀な農家は既にこのような先進的な農業に取り組んでいます。これらの農家に共通しているのは、組合を利用していないことです。</p> <p>組合員は組合に生産物を届け売ってもら。組合はそれを市場に卸すだけというどうしてもあまい構造になっています。このような組織で地球規模でのグローバルな厳しい競争に打ち勝つのは無理でしょう。組合という構造上の問題は県経済連も同じです。</p> <p>地球温暖化で何れ世界規模での食料危機はくるでしょう。足腰の強い農業従事者を早急に育成する必要があります。企業化できれば、新商品の開発もでき海外に輸出することも可能です。当然自給率も向上するでしょう。国民の生命に直結する戦略物資です。平時は民間の活力を活用し、緊急時は政府がコントロールする仕組みも必要でしょう。現在の農協法を白紙に戻し、理想像を描いてみてはどうでしょうか。それが小泉総理の言う構造改革だと思います。</p>
意見に対する回答	本件については、構造改革特区推進本部HPの回答を参照されたい。
担当省庁名	農林水産省



(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1002010
特例要望事項	水稲共済の当然加入基準の緩和
意見提出者名	神戸市
意見の要点	<p>貴省の回答では、水稲共済の当然加入基準については、農業災害補償法第16条第1項及び同法施行令第1条の6により、県知事が定める基準の見直しにより40アールまで引き上げることが制度的には可能とのことであるが、神戸市では稲作に関してはほとんどが兼業農家であり、また、高率な生産調整が続く中、農業経営に占める稲作のウェイトは大幅に低下しており、農家からは完全任意加入制度の導入の要望が強くなっている。</p> <p>現行制度上、当然加入基準の緩和については、神戸市には権限がなく、県が設定するものであり、保険制度として安定的な保険母集団を確保して危険分散を図る必要性はあるにしても、実態としては半ばボランティア精神を強いられている意識が強いのが現状である。農家の主体性を活かす観点からも、完全任意加入制度の導入が必要であり、再検討をお願いしたい。</p> <p>なお、要望の趣旨は、稲作に係るコストを低減することにより、他の農産物等の経営を活性化させることであり、特区制度の趣旨に沿うものであると考えている。</p>
意見に対する回答	<p>水稲共済への加入が任意加入制となっていないのは、水稲が我が国農業の基幹作物として重要な位置づけにあり、災害対策においても万全を期す必要があること、併せて、全国的に作付けされており、被害も多種多様であるため、保険制度としては安定的な保険母集団を確保して危険分散を図る必要があること等の観点からです。</p> <p>水稲共済への加入のあり方については、今通常国会に向けて制度のあり方の検討過程においても、賛否が分かれたことから、「現段階で一つの方向性を出すことは難しく、引き続き検討する必要がある」とされたところです。</p> <p>この検討結果を踏まえ、加入のあり方については、全国的な共済制度全体の問題として、引き続き検討していく考えです。</p> <p>なお、特区において、水稲共済加入を任意加入とすることとしても、加入を希望しない農家において共済掛金が不要になるという効果はあるものの、これをもって、民間活力が増大し地域の稲作が飛躍的に発展するようなことまで期待できず、特区制度の本来の趣旨に必ずしも合致しないのではないかと考えます。</p>
担当省庁名	農林水産省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1002020
特例要望事項	水田農業経営確立助成補助金の交付対象作物の追加等
意見提出者名	京都府丹波町
意見の要点	当町は、特区において、ワイン原材料用の葡萄栽培に関し、「農業経営確立助成補助金」又は「産地づくり推進交付金」制度の実現を求めているもので、再検討されたい。
意見に対する回答	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「水田農業経営確立助成補助金」は、水田における麦・大豆・飼料作物等の品質・生産性の向上を推進する目的で現在予算措置されているものである。</li> <li>2 また、平成16年度から実施する「産地づくり推進交付金」は、米や麦・大豆等を含めた水田営農全体として需要に応じた作物生産を計画的、戦略的に進めようとする地域の取組を支援するものである。</li> <li>3 本提案は予算で措置される「水田農業経営確立助成補助金」あるいは「産地づくり推進交付金」にかかるものであり、規制の特例を導入する特定の区域を設けることで、当該地域において地域が自発性を持って構造改革を進めるという特区制度にはなじまないと考えている。</li> <li>4 なお、「産地づくり推進交付金」では、国が一定の基準を示して交付額を算定して地域に助成し、地域においては、国が示すガイドラインに即して、地域の実情に照らした助成金の使途・水準を独自に設定できる仕組みを考えている。</li> <li>5 このガイドラインにおいては、15年度において各地域から具体的なアイデアをご提案いただき検討することとしており、貴町からの提案についても今後のガイドラインづくりの参考としてまいる所存である。</li> </ol>
担当省庁名	農林水産省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1002030
特例要望事項	輸入動植物検疫の24時間365日化
意見提出者名	茨城県
意見の要点	<p>本県は、CIQの業務委託による一元化を提案しているが、回答は、輸入動植物検疫の24時間365日化となっており、掲載誤りと思われる。提案の趣旨は、権限は、国に残したまま、補助的な事務を行うことは可能ではないかという提案である。例えば、国の職員と県の職員が同じ場所で一緒に仕事を行うというイメージである。実際、検疫業務のほとんどは、書面による審査であり、窓口的なものや補助的な事務は県で行うことも可能であると思われ、国が業務委託することができる事務もあるのではないかと考えている。また、職員に事務に精通した国のOB職員を再任用するなどの体制をとることも提案したい。</p>
意見に対する回答	<p>動植物検疫業務については、動植物の輸入者からの輸入申請等の手続きに基づき、病害虫の付着等がないか否か等について全ての現物検査を実施しており、書類による審査のみでの対応は行っていない。</p> <p>また、家畜の伝染性疾病及び病害虫が我が国に侵入した場合、その被害は動植物の輸入者だけではなく農業生産者ひいては国民全体に及ぶこととなる。そのため、動植物等の輸入者等個人に検査を受けること等の義務を課し、動植物検疫に関する専門的知識を有する動植物防疫官が、法令に基づき検査し、個人の所有する動植物等について必要な場合には廃棄を含む措置を命令し、または自ら措置を実施しているものである。これは、検査を受ける個人に対するサービス業務と異なり、個人の権利を規制する国境措置であり、その実施に当たっては全国均質な専門技術に基づき一元的に実施し、極めて公正かつ厳格に実施する必要があること、輸入時に統一的な対応を行うことが効果的、効率的であることから、国自ら実施しているものであり、動植物検疫業務の一部であっても民間等への委託は不可能である。</p> <p>なお、検査申請等の窓口的な業務については、オンライン化を進めており、平成15年度のできるだけ早い時期から動植物検疫手続きを含む「輸出入手続」と「港湾手続」を連携したワンストップサービス・シングルウインドウ化を実現することとしている。これにより、動植物検疫の手続きの簡素化、迅速化を図ることとしている。</p> <p>また、検査体制についても、OB職員の活用も含め業務量に応じ必要な検査官を増員する等これまでも体制の整備を計ってきており今後とも迅速な検疫が実施できる体制の整備に努めていくこととしている。</p>
担当省庁名	農林水産省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1002041
特例要望事項	輸入動植物検疫の24時間364日化
意見提出者名	横浜市港湾局
意見の要点	<p>輸入動植物検疫について「24時間、365日化については、既存の制度で対応できる」ものであり、「港湾管理者より具体的な計画、時間外の輸入動植物の検査の需要予測等が明確になった後、…動植物検疫、植物防疫所として必要な体制整備等を行うことにより対応」することのご回答ですが、我が港において利用促進の鍵となるリードタイムを短縮するにあたって、24時間364日間検疫を行える検査体制を戦略的に整えることが非常に重要であると考えております。</p> <p>つきましては、輸入動植物検疫のフルオープン化(24時間・364日化)について今一度ご検討下さいますようお願いいたします。</p>
意見に対する回答	<p>動植物検疫においては、これまでも、事前に、時間外、土曜日曜の検査等の要請があった場合には対応してきているところである。</p> <p>横浜港での動植物検疫の24時間、365日化については、横浜港の要望、計画等を年度内を目途に確認したうえで、平成15年度以降、必要な体制整備等について検討する予定である。</p>
担当省庁名	農林水産省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1002042
特例要望事項	輸入動植物検査手続きの簡素化、迅速化
意見提出者名	横浜市港湾局
意見の要点	<p>輸入動植物類について、検査の省略・簡素化（検査レベルの低下）はできないと承知しております。</p> <p>つきましては、定期的に一定量が輸入されるものなどについて、手続きの簡素化・迅速化と共に、我が港において利用促進の鍵となるリードタイムを短縮するにあたって、検査業務の迅速化が図れるような検査体制の戦略的な確立・拡充について今一度ご検討下さいますようお願いいたします。</p>
意見に対する回答	<p>動植物検疫手続きについては、オンライン化を進めており、平成15年度のできるだけ早い時期から動植物検疫手続きを含む「輸出入手続」と「港湾手続」を連携したワンストップサービス・シングルウインドウ化を実現することとしている。これにより、動植物検疫の手続きの簡素化、迅速化を図ることとしている。</p> <p>また、検査体制についても、業務量に応じ必要な検査官を増員する等これまでも体制の整備を図ってきており、今後とも迅速な検疫が実施できる体制の整備に努めていくこととしている。</p>
担当省庁名	農林水産省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1002043
特例要望事項	輸入動植物検疫の24時間364日化
意見提出者名	東京都港湾局
意見の要点	<p>植物・動物検疫については、閉庁時間の延長に関する手当の時期が未だ明確となっていない。</p> <p>財務省は試行的に平日夜間:17:00～21:00、土日休日 8:30～17:00 に職員を配置し既に一定の成果が上がっている。東京都としては今後東京都の関係事業者からの意見聴取を行い、的確な需要の把握に努めていく予定であるが、農林水産省も、体制整備の先行を検討されたい。</p>
意見に対する回答	<p>動植物検疫においては、これまでも、事前に、時間外、土曜日曜の検査等の要請があった場合には対応してきており、財務省の試行に係る動植物検疫にも適切に対応していると理解している。</p> <p>東京港での動植物検疫の24時間、365日化については、東京港の要望、計画等を年度内を目途に確認したうえで、平成15年度以降、必要な体制整備等について検討する予定である。</p>
担当省庁名	農林水産省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1002050
特例要望事項	東京都特別区域競馬組合等の全国の地方競馬の勝馬投票券発売の容認
意見提出者名	錦糸町南口地方競馬誘致の会
意見の要点	<p>農水省の地元調整が図られていないとの指摘は、この構想の原点は、地元江東橋3丁目町会、2丁目町会、錦糸町商店街振興組合が、平成11年に墨田区に要望したことより発生した事案であり、地元調整の目安が半径何メートルの範囲の住民の同意を取れば有効なのか明確な基準さえないのが実情である。また、設置権者である墨田区長も4月の統一地方選挙を控え明確な答えを現地点で表明できないのも事実であろう。しかし、農水省管理下の、競馬監督団体が日本中央競馬会、地方競馬全国協会と2つもあることが行政改革の上で本当に正しい方向なのか構造改革本部として是非ご検討いただきたい。</p> <p>地元調整の上でいわゆる反対派は中央競馬は賛成、地方競馬は反対とし競馬そのものに明確に反対してはいないのですから、ひとつになれば反対する理由さえ無くなると考えております。また、100億円を超える建設費をかけたビルを借りて土曜、日曜のみの営業で家賃を支払っている</p> <p>日本中央競馬会の方針が財政改革の上で正当なのかも指摘しておきたいと存じます。平日、地方競馬に賃貸すれば家賃の一部を負担してもらえますし、いくら独立行政法人に移行するとはいえ無駄な経費を使うことは許されないと思います。</p> <p>駅前近くに土曜、日曜しか開かない施設は非効率の極みです。ご検討よろしくお願い申し上げます。</p>
意見に対する回答	<p>一つの発売施設において、複数の主催者の勝馬投票券を発売することは、各主催者が当該施設で勝馬投票券の発売の意向を有し、かつ、地域社会との調整が図られておれば、現行制度でも対応可能であり、特区の必要性は認められない旨は、前回の回答でお答えしたとおりである。</p> <p>なお、現在、競馬における厳しい状況や特殊法人等整理合理化計画での決定を踏まえ、農林水産大臣の私的諮問機関として「我が国の競馬のあり方に係る有識者懇談会」を開催しており、我が国の競馬のあり方について、地方競馬・中央競馬双方について検討しているところであり、懇談会の議論を踏まえて、今後の競馬施行のあり方について検討していくこととしている。</p>
担当省庁名	農林水産省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1002060
特例要望事項	食品リサイクル認定事業者の規制緩和
意見提出者名	長野県企画局企画課地球環境室
意見の要点	<p>認定事業者の登録を受けなくとも食品循環資源の再生利用を実施することが可能であることは認識しているが、本提案では、地域内での有機物循環を活発にするため、小規模処理能力の事業者であっても、登録制度の利点である廃棄物処理法等の特例が受けられるよう、規制緩和を提案したものである。対応が不可能であれば、一定規模が1日当たりの処理量5トン以上とした根拠と、1日当たりの処理量5トンとは具体的にどのような規模を想定しているのかを教えてください。</p>
意見に対する回答	<p>「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」に基づく、登録再生利用事業者に係る特定肥飼料等製造施設の基準として、1日当たりの食品循環資源の処理能力5トン以上としているのは、一定の事業性を有する再生利用事業者の規模の基準として処理能力5トン以上とするのが適切と考えられることによるものであり、許可対象となる一般廃棄物処理施設の規模要件が1日当たりの処理能力が5トン以上としていることを参考にしているものである。</p> <p>また、「1日当たりの処理量5トン」とは、複数の市町村に存在する食品関連事業者からの委託等に確実に応えるための規模の目安であり、それ故に、登録再生利用事業者に対しては、廃棄物処理法の特例を設けて再生利用の促進を図ることとしている。</p>
担当省庁名	農林水産省



(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1003090
特例要望事項	森林組合の農業経営の実施
意見提出者名	新潟県総合政策部地域政策課
意見の要点	<p>措置の分類はD - 1であるが、提案の主旨が正確に理解されておらず回答がすれ違っていると考えられる。</p> <p>森林組合員の委託を受け人的施設を活用した農業への参画については、回答のとおり現行法の中で可能であるが、本提案は、森林組合自ら農業経営を行うこと(森林組合法第9条は、組合が行うことができる事業を列挙しており、その中に組合が農業経営を行うことができる旨の記述がない)を内容としており、適切な回答ではないと考えられるので、再度検討を願う。</p>
意見に対する回答	<p>森林組合は森林の保続培養及び森林生産力の増進という公益目的を達成するために必要であるため、法人格を認められている(目的の範囲内で権利義務を有する)ことから、森林組合について目的外の事業を行わせることはできない。</p> <p>農業の経営は、森林の保続培養と森林生産力の増進という目的を達成するために必要な事業ではなく、森林組合の目的の範囲外の事業であって、森林組合制度の改正で措置できる事項ではない。</p> <p>なお、組合員の利便を図るため、森林組合が組合員の委託により農作業を行うことは前回回答のとおり可能であり、これにより提案の目的を達成することができる。</p>
担当省庁名	農林水産省林野庁

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1004010
特例要望事項	食品に係る I Q 品目の先着順割当てにおける輸入実績の緩和等
意見提出者名	北九州市
意見の要点	「過去1年間」に「10万米ドル」という点について、具体的な数字を定めた合理的な理由の説明を求めるとともに、回答のなかった「全ての食品 I Q 品目に対し商社割当て B を適用すること」も含め、改めて規制緩和について再検討の上、回答願いたい。
意見に対する回答	<p>申請者の食品輸入に係る過去の実績要件については、食品（水産物）I Q 品目の確実な輸入を担保するため、相当程度の金額の食品輸入の経験を有することが必要であるとの観点から、先着順割当てにより一度に割当てを受けることのできる数量等を考慮しつつ設定してきた。</p> <p>当該要件に関しては、過去、品目毎の割当数量・金額等を考慮して10万米ドルから30万米ドルの範囲で個別に設定していたが、規制緩和の観点から平成12年の制度改正時に、上記要件のうち最も低い基準である10万米ドルに統一したという経緯がある。このため、現在は、「過去1年間に10万米ドルの輸入実績」という要件を課しているところである。</p> <p>なお、一部の品目に関しては、平成12年に当該要件が撤廃され、食料品の輸入経験のない者が割当てを受けることが可能となったが、結果として割当てを受けても輸入が行われないというケースが増加し、先着順割当ての輸入枠の消化率が低下するという問題が発生しているところである。</p> <p>また、現在、商社割当て B を設け、先着順割当てから商社割当てへの移行措置を実施している品目は、需給バランス等を勘案した上で、当該商社割当ての割当限度数量の増加について決定されたもののみである。これは、商社割当ての割当限度数量の増加がないまま、移行段階において商社割当ての割当者が増加した場合、各割当て者の割当数量が年々減少することとなってしまふことから、一定の数量を継続的かつ安定的に輸入を担保するために、食品輸入の経験を有し、確実に輸入できる者に対して割当てを行うという商社割当ての制度の趣旨を損ねる恐れがある。</p> <p>他方、割当限度数量の増加は、当該個別品目の需給バランス等を考慮し決定されるため、一律に全ての I Q 品目において、割当限度数量の増加がなされるものではない。</p> <p>上記内容に鑑みれば、御指摘のように一律に全ての I Q 品目に商社割当て B を設けることは困難である。</p>
担当省庁名	農林水産省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1004020
特例要望事項	内水面におけるサケを目的とした採捕要件の緩和
意見提出者名	石川県農林水産部水産課
意見の要点	現行制度の中で継続的に実施できるよう、ご指導願いたい。
意見に対する回答	今後とも石川県と連絡を密にして対応してまいりたい。
担当省庁名	農林水産省水産庁

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1004030
特例要望事項	使用する動力漁業船の総トン数の規制の緩和
意見提出者名	湧別町産業課
意見の要点	<p>ご回答では「資源保護や漁業調整の問題に直結する可能性が高い」とのことである。これは移動性の魚類に対しては確かに懸念されるが、今回の提案は一定の海域で移動することなく生息するホタテガイを対象としている。また、漁業についても小型機船底引き網漁業ではあるが、実質的には区画漁業もしくは養殖漁業であり、種苗、種苗生産、中間育成、放流、漁獲に至るすべてを漁業管理し、加えて養殖数量も海域の環境収容力(飼料生物生産力)を踏まえて限界を超えない許容量を自主設定し、高付加価値生産のための資源保護管理を漁協および漁業者によって行っている状況にある。</p> <p>このような地域事情を勘案した上で、資源保護や漁業調整の問題としてどのようなことを御懸念されているのか、ご教示いただきたい。</p> <p>使用船舶基準の緩和をする事により、船舶甲板における操業者の漁労負担の軽減化のための作業用機器の設備充実が図れるとともに、搭載能力の向上など、多くの点において効率的生産体制が拡充されることをご理解頂きたい。</p> <p>無論、漁業者として、周辺漁協・漁業者との調整や合意形成の必要性は重々承知しているところであるので、地域の状況を勘案し、特段のご配慮を賜りたくお願い申し上げます。</p>
意見に対する回答	<p>当該地域のホタテ漁業を管理している北海道庁から、資源保護や漁業調整の問題について、関係者間の合意が形成されていないので、現時点で当該小型底びき網漁業の大型化を認めることは困難であると聞いている。したがって、この問題については、事前に北海道庁と十分に調整を図っていただきたい。</p>
担当省庁名	農林水産省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1004040
特例要望事項	ホタテガイの処理加工に関する規制の緩和
意見提出者名	湧別町産業課
意見の要点	<p>御回答には「北海道漁連が作成しているもの」とあるが、北海道漁連による要領の変更には、監督官庁である水産庁・厚生労働省の担当部局からの意見や指示があるものと思われる。</p> <p>厚生省環境衛生局長通知（環乳第29号）における「可食部」は「製品として食べる部分」と捉えるのが（水産庁長官通達（4水研第92号）における『認定処理場』の主旨からしても）妥当と思われるが、当該部局のこの解釈に関する考えをお伺いしたい。</p> <p>現状では、製品そのものではなく、中腸腺の毒性を測定するという、いわば間接的測定によっているが、中腸腺と製品（貝柱等）の貝毒値にはある程度の相関はあっても、完全ではない。したがって、製品そのものの毒性値をもって規制を行うことが肝要と考える。この基準を守るため、衛生管理（例えば HACCP 等）を行うのは生産者の義務であるとともに、これによって創意工夫や技術開発が生み出されるものと考えらるからである。</p>
意見に対する回答	<p>1 「可食部」の解釈は、 生で出荷する製品の場合は、中腸腺等全てを含んだむき身であり加工品として出荷する製品の場合は「製品として食べる部分」とであると考えている。</p> <p>2 「麻痺性貝毒発生時期におけるホタテガイ処理加工等管理要領」は、国の規制値等を基準にしつつ、北海道内のホタテガイの生産量、貝毒の発生状況、過去の食中毒の発生例等を勘案し、北海道庁及び生産漁業者が定めた自主規制要領である。</p> <p>3 貴意見にある「中腸腺の毒性を測定するという、いわば間接的測定によっている」については、「麻痺性貝毒発生時期におけるホタテガイ処理加工等管理要領」の自主規制と考えられるので、その改正については、地域の毒化状況を勘案しつつ生産漁業者間で十分検討することが必要と考える。</p> <p>4 なお、水産庁からは自主規制について特段指示を発出しておらず、岩手県等は、中腸腺の毒性の測定方法に関する自主規制を定めていない。</p>
担当省庁名	農林水産省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	1004050
特例要望事項	ホタテガイの処理加工に関する規制の緩和
意見提出者名	湧別町産業課
意見の要点	御回答では「食の安全性の確保」とあるが、生産海区の変更に際して検討される項目やその基準等は何か、御教示いただきたい。
意見に対する回答	生産海区については、 海流の状況 有毒プランクトンの発生状況やシストの分布状況 二枚貝が毒化した場合における特徴 ホタテガイ流通体制への影響 等の事項を勘案し、安全性が確保されると判断できれば、適宜、変更しているところである。
担当省庁名	農林水産省